

砺波市・富山労働局雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、砺波市と富山労働局が相互に連携し、市が行う雇用に関する施策と、富山労働局が行う職業紹介、雇用保険、その他雇用に関する施策について、効果的・効率的かつ一体的に実施し、地域の雇用確保と生活の安定等に資することを目的として締結する。

(実施計画・運営協議会の設置)

第2条 砺波市及び富山労働局は、前条に定める目的を達成するため、具体的な取組やその成果目標を実施計画として毎年度定めるものとする。
2 前項の実施計画に係る事項は、砺波市及び富山労働局で組織する運営協議会で定めるものとし、運営協議会の設置は別途定めるものとする。

(要請等)

第3条 砺波市長及び富山労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。
2 砺波市長及び富山労働局長は、前項の要請に対して、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策の取組において、砺波市及び富山労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、砺波市及び富山労働局が協議し定めるものとする。
2 協定締結当事者に変更があった場合でも、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附則

この協定は、締結する日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、砺波市長及び富山労働局長が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年12月21日

砺波市長

夏野 修

富山労働局長

吉岡 勝利